

## 内部統制システム整備の基本方針

### 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務並びに当該会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。なお、子会社については、その規模、業容および各国の法令を考慮し、適切な体制を構築していきます。

#### ① 当社及び子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、法令及び社内規則を遵守するために、当社及び子会社（以下「当社グループ」という。）の役員及び従業員が共有する「わたしたちの行動指針」を制定し、周知徹底をはかる。

当社グループのコンプライアンスを推進するために、地域ごとにコンプライアンスオフィサーを任命するとともに「コンプライアンス委員会」等を設置し、コンプライアンス体制の整備を行う。また、当社グループの役員及び従業員が利用できる、社外の「内部通報窓口」を設置する。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

取締役の職務の執行に係る、取締役会その他の重要な会議の議事録等の情報については、法令及び文書管理方針に基づき、適切に保存及び管理する。

#### ③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社グループの経営に関する重要事項については、審議基準に基づき、取締役会、経営会議等に付議しリスクを評価検討したうえで決定する。

当社は、当社グループのリスク管理に関する規程を制定するとともに、リスク管理を推進する担当役員を任命し、当社グループのリスク情報を収集・評価、リスク管理に必要な対応を指示、推進し、その進捗状況をモニタリングする。

#### ④ 当社及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、グローバルに機能的な組織運営体制を整備し、経営の重要事項に関しては、取締役会及び経営会議等の重要な審議体において、審議基準に基づき迅速かつ適切な経営判断を行える体制を構築するとともに、子会社にこれに準拠した体制を構築させる。

効率的で効果的な経営を行うために、当社グループの中期及び年度計画等を定め、その共有をはかり推進する。

**⑤ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制**

当社は、当社の子会社管理規程に基づき、子会社の経営に関する重要な事項について当社への定期的な報告を義務付けることにより、子会社の情報を適切に把握し、子会社を適正に管理する体制を構築する。

**⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するためのその他の体制**

当社グループは、「わたしたちの行動指針」やコーポレートガバナンスに関する方針の共有をはかるとともに、子会社においても各国の法令や各社の業容に合わせたコーポレートガバナンスを推進する。

当社が、子会社の内部統制システムの整備及び運用の状況をモニタリングするとともに、各子会社の役員やコンプライアンスオフィサーと連携し、グローバルカンパニーとして、企業集団における業務の適正を確保する。

**⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

監査役から求められた場合には、監査役と協議のうえ、監査役の職務を補助する専任の使用人を配置することとする。

監査役の職務を補助する専任の使用人を配置した場合には、当該使用人は、取締役の指揮命令を受けず、もっぱら監査役及び監査役会の指揮命令の下で職務を遂行しなければならない。

当社は、当該使用人が当該指揮命令に従わない場合には、社内処分の対象とすることを検討する。

**⑧ 当社の取締役及び使用人並びに子会社の監査役、取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**

当社グループの役職員は、当社の監査役に対して、当社グループの事業状況、内部統制システムの整備及び運用の状況などを定期的に報告するほか、当社又は子会社に重大な影響を及ぼす事項を発見し又は当社グループの他の役職員から報告を受けた場合にも、速やかに報告する。

また、監査役から求められた事項についても、当社グループの役職員は、適時報告を行う。

**⑨ 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないこ**

### とを確保するための体制

当社は、当社の監査役に対して報告を行った当社グループの役職員に対して、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知する。

### ⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、会社法第 388 条に基づく費用の償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務の支払いをする。

### ⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役と内部監査部門や統制部門は連携し、当社グループの内部統制の整備・運用状況について監査を実施するほか、監査役は経営に関わる重要な会議に出席する。

取締役は必要に応じ監査役との意見交換会を開催する。